

売木村農業委員会の委員募集要綱

1 募集人数

2名

※推薦の合計

2 任期

令和7年10月10日から令和8年7月19日

3 職務内容

- (1) 定例会において、農地の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定、農地転用許可に係る意見決定等
- (2) 農地利用の最適化推進に係る指針の策定・変更
- (3) 農地の権利移動、農地転用許可申請に係る現地調査
- (4) 遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積、違反転用の防止等における現地調査・指導

4 委員報酬

会長 年額164,000円

委員 年額123,000円

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任時において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として村内に住所を有する者
- (2) 他の法律で兼職が禁じられていない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式必要事項を記入のうえ、売木村役場産業課まで提出してください。なお、推薦及び応募に係る提出書類は返却しませんのでご了承ください。

提出書類

地区等が推薦する場合・・・様式1号(その1)

団体等が推薦する場合・・・様式1号(その2)

応募する場合・・・・・・・・・・様式2号

7 募集期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月29日（水）【期限内必着】

8 選任方法

売木村農業委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに推薦を受ける者、応募者の評価を行い、村長へ意見を報告します。

同委員会の意見を参考に農業委員の委員選任案を決定し、村議会の同意を得たうえで村長が農業委員の委員を任命します。

9 推薦及び応募に係る情報の公表

農業委員会等に関する法律の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に売木村ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をした者の氏名、職業、年齢及び性別（推薦をした者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項）
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者が認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者又は応募した者が、法第19条第1項の規定により農地利用最適化推進委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

10 推薦及び応募に係る書類の提出先、問い合わせ先

〒399-1601

長野県下伊那郡売木村968番地1

売木村農業委員会事務局

電話 0260-28-2311

FAX 0260-28-2135